

岡崎市漁業協同組合内共第 18 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、岡崎市漁業協同組合が免許を受けた内共第 18 号及第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、おいかわ（しらはえ）及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に口頭で申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、第 11 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

3 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 この漁場の区域内においては、手釣、竿釣以外の方法で遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月11日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内 (平成21年改正)
おいかわ、こい、ふな及びうなぎ（以下「雑魚」という。）	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合事務所に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
乙川筋のうち岡崎市大平町字下市場 98 番の仁田えん堤の上流端から下流 300 メートルまでの区域	9月1日から 11月30日まで
乙川筋のうち右岸岡崎市八帖南町左岸岡崎市天白町の乙川頭首工より上流 150 メートル、下流 80 メートルの間の区域	1月1日から 12月31日まで

(全長制限)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる魚種について、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。ただし、あゆについては、8月25日正午以降この限りではない。

魚種	全長
あゆ	10センチメートル
こい	20センチメートル
ふな	6センチメートル
うなぎ	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生又は肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、雑魚の遊漁料は無料とする。次項のただし書に規定する方法により納付するときは、あゆについては400円、雑魚については150円を加算した額とする。

魚種	期間	遊漁料	
あゆ	解禁の日から7日間	1日	2,000円
	解禁の日から起算して7日を経過した日から12月31日まで		1,500
	解禁の日から12月31日まで	1年	10,000
雑魚	1月1日から12月31日まで	1日	300
		1年	2,000

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。

岡崎市漁業協同組合

事務連絡所 岡崎市十王町2-9 (岡崎市役所内)

アユおとり売場 岡崎市保母町栗下6-1

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記1の内容を記載した遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記2の内容を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊

漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

附則 この規則は、平成16年1月1日又は、愛知県知事が認可した日、いずれか遅い日から施行する。

別記1の1 遊漁承認証（年券）

- 1 発券番号
- 2 発券年（年度）
- 3 発行漁業協同組合名
- 4 魚種
- 5 使用者の住所及び氏名
- 6 使用者の生年月日又は年齢
- 7 使用者写真貼付欄
- 8 注意事項

別記1の2 遊漁承認証（日券）

- 1 発券番号
- 2 使用年月日
- 3 魚種
- 4 漁具・漁法
- 5 遊漁料
- 6 使用者の氏名
- 7 発行者名称
- 8 発行者印
- 9 注意事項

別記2 漁場監視員証

表	裏
<p>漁場監視員証 No. _____</p> <p>発行年月日 令和 年 月 日</p> <p>下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>生年月日</p> <p>有効期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで</p> <p>割印 写真</p> <p>発行者 岡崎市漁業協同組合 印</p>	<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 本証は他人に貸与し又は譲渡してはいけません。2 監視員をやめた場合は組合に返納してください。3 遊漁者に接する場合は本証をまず見せてから、おだやかに話をしてください。4 漁場監視の場合は本証を携帯して下さい。5 本証を紛失したときは直ちに組合へ報告して下さい。